

平成 26 年 12 月 16 日

第 4 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成26年12月16日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	山下 俊和
福祉保健課主幹	氏家 幸子
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課課長補佐	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、4番、村井保夫君、13番、門瀧雄君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

まず12月11日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、村井勉君

総務教育常任委員会委員長（村井 勉）

おはようございます。

去る、平成26年12月11日に開催致しました総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第1号、専決処分の承認について（平成26年度多度津町一般会計補正予算（第3号））について。

議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第3号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第6号、多度津町防災会議条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第7号、多度津町災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第8号、多度津町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第 9 号、平成 26 年度多度津町一般会計補正予算（第 4 号）について。

議案第 10 号、平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 2 号）について。

議案第 11 号、平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 2 号）について。

議案第 12 号、平成 26 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 1 号）について。

議案第 13 号、平成 26 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）について。

議案第 14 号、平成 26 年度多度津町水道事業会計補正予算（第 2 号）について。

議案第 17 号、物品購入契約の締結について。

議案第 18 号、物品購入契約の締結について。

議案第 19 号、物品購入契約の締結について。

議案第 20 号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について。

議案第 21 号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について。

議案第 22 号、中讃広域行政事務組合同規約の一部変更について。

請願第 1 号、「消費税増税の撤回を求める」意見書提出を求める請願。

請願第 2 号、「年金削減の取りやめと最低保障年金の実現を求める」意見書提出を求める請願。

審議結果。

議案第 1 号から議案第 14 号、議案第 17 号から議案第 22 号、請願第 1 号および請願第 2 号について。

委員、傍聴議員より。

一つ、議案第 2 号、議案第 3 号、および議案第 4 号の条例を改正する際、町の報酬審議会を開催し検討したのか。

また他の町も議案として提出されているのか。

一つ、議案第 5 号において、第 1 条関係は率が上がり、第 2 条関係は率が下がっているが、金額にしてどれほどの増加・減少になるのか。

一つ、多度津町防災会議条例において、町長が任命する人数は何名になるのか。

また任命される者の中に兼職している者はいるのか。

- 一つ、出産育児一時金の加算根拠は何か。
- 一つ、パーク・アンド・ライド駐車場事業費 175 万円が計上されているが、
どういう事業なのか。
- 一つ、離島航路補助金 600 万円を減額している理由は何か。
- 一つ、川西阿庄線の道路が完成しているところはいつ通れるようになるのか。
- 一つ、おやじ力向上事業みんなで朝ごはんプロジェクト委託金 5 万円とある
が、どこの団体が利用するのか。
- 一つ、高見島研修センター事業の工事費 17 万 9,000 円は何に使用するのか。
- 一つ、食による観光振興に係る人づくり事業 950 万円において、どのような
事業計画を考えて進める予定なのか。
- 一つ、一般被保険者療養給付費負担金 2,500 万を増額した原因は何なのか。
- 一つ、今、進められている法案が提出されると、平成 29 年の 4 月から消費税
が 10%になり、国民生活に重大な影響を与えると考えているため、請願第 1
号に賛成する。
- 一つ、増税をやめると社会保障の財源等が不足することから増税は必要で、
社会保障に充てるということであれば、増税も仕方ない考えるため、請願第
1 号に反対する。
- 一つ、消費税増税分が教育、社会保障、子育て支援に使われるということ、
平成 29 年の 4 月から消費税が 10%になり、軽減税率があるということで、請
願第 1 号に反対する。
- 一つ、今の経済情勢の中で、実質賃金が目減りする部分があり、年金生活者
が大変であるため、請願第 2 号に賛成する。
- 一つ、国の借金が 1,000 兆円を超えていること、年金制度に国の予算が 7 兆
円使われていることで、非常に大きな金額が国費として使われていることか
ら、国のことを考えると多少我慢が必要でないかと考えるため請願第 2 号に
反対する。
- 一つ、年金生活者は収入がほとんどないこと、円安による物価高などにより、

国が一方的に年金額を下げていくと、非常に生活が追い込まれることから、請願の採択をお願いしたい。

一つ、非正規の人が4割となっている状況で、高齢者だけでなく、若い人がきちんとした収入がない中、将来、年金に対し不安となり、ますます格差が拡大されるのではないかと感じるので請願第2号に賛成する。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、特別報酬等審議会は報酬について審議するときに開催するもので、今回は手当の率の改正であるため開催していない。

また、他市町の状況として、市はすべて、町はまんのう町が議案として提出している。

一つ、議案第5号において、第1条、第2条関係を0.15上がることに変わりがないので、マイナス面はない。

一つ、多度津町防災会議条例において、町長が任命する人数は制限がなく、現在は20名である。

また、任命された者の中には兼職している者もいる。

一つ、出産育児一時金については、国の社会保障審議会医療部会のほうで見直しが行われ、国民健康保険法で定める金額が改正された関係で条例を見直すものである。

一つ、パーク・アンド・ライド駐車場事業費175万円は、老朽化した券売機を取り替えるために使用するものである。

一つ、離島航路補助金600万円を減額する理由は、国の補助金が多く出たことにより、不要になったためである。

一つ、川西阿庄線の道路が完成しているところは、まだ交通安全施設の整備が完了できていないので、1日でも早く通れるようにしたい。

一つ、おやじ力向上事業みんなで朝ごはんプロジェクトは四箇公民館で行っている事業で、四箇小学校の親子を対象に行っている。

一つ、高見島研修センター事業の工事費17万9,000円は、研修センターのシ

ャワールームの排水整備と道路拡張に使用するものである。

一つ、食による観光振興に係る人づくり事業 950 万円の事業計画として、四国 B 級グルメ連絡企画会議に委託し、自営業の開業を目指す人の食の訓練を行い、多度津鍋ホルうどんの普及に努め、観光案内などに取り組んでもらう予定である。

一つ、一般被保険者療養給付費負担金が増加した原因として、受診件数が多いこと、治療に用する費用が高額になっていることが考えられる。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第 1 号については、委員会として原案を承認し、議案第 2 号から議案第 14 号および議案第 17 号から議案第 22 号については、委員会として原案を可決し、請願第 1 号および請願第 2 号については、採決の結果、委員会として原案を不採択とした。

またその他として、執行部より他 2 件の報告があった。

以上でございます。

議長（志村 忠昭）

これをもって委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、同じく 12 月 11 日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長 古川 幸義君

建設産業民生常任委員会委員長（古川 幸義）

おはようございます。

建設産業民生常任委員会の結果報告について報告をいたします。

平成 26 年 12 月 11 日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告いたします。

審議事項。

議案第 15 号、工事請負変更契約の締結について（平成 26 年度多度津町消防新庁舎建設工事）。

議案第 16 号、工事請負変更契約の締結について（平成 25・26 年度多度津町立多度津中学校改築工事）。

審議結果。

議案第 15 号および議案第 16 号について。

委員、傍聴議員より、

一つ、消防新庁舎工事における掘削工事の変更はどのようなものなのか。

一つ、消防新庁舎建設工事の進捗状況はどうなっているのか。

一つ、多度津中学校の完成は卒業式までに間に合うのか。

一つ、契約変更金額 1,400 万に設定する際、減額された部分はどのようなものがあるのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、消防庁舎の基礎工事において、通常掘削で計上していたが、一部、岩盤の掘削が必要になったため、変更するものである。

一つ、現在、消防新庁舎の外部工事が終了し、内部工事に入っており、年末までには仮囲いが取り払われる予定である。

一つ、来年 2 月中旬を目途に検査を行い、多度津中学校の引き渡しを来年の 3 月 25 日の予定で、卒業式までに間に合うように進めている。

一つ、設計上検討する中で、強度や材質を落とすことなく削減した額は約 430 万円である。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第 15 号および議案第 16 号については、委員会として原案を可決した。

以上で報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、同じく 12 月 12 日に開催されました行財政改革特別委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

行財政改革特別委員会委員長 小川 保君

行財政改革特別委員会委員長（小川 保）

失礼致します。

行財政改革特別委員会結果報告について。

平成 26 年 12 月 12 日に開催しました行財政改革特別委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

1. 行政改革実施計画実績（集中改革プラン）および行政改革実施計画実績推移について。

2. 指定管理者について。

審議結果。

執行部より、

1. 行政改革実施計画実績（集中改革プラン）および行政改革実施計画実績推移について。

2. 指定管理者について。

以上2点の説明があり、これに対して委員、傍聴議員より、主に次の15項目の質問がありました。

一つ、県庁駐車場のプリペイドカードを導入したとあるが、この内容についてご説明頂きたい。

一つ、出張の際、時間短縮による管理の合理性を鑑み、高速道路の使用などは考えていないのか。

一つ、各職場における定員管理の適正化および計画的な人材育成と人事異動制度の構築において、定員を管理しつつ、業務の多様化、事務量の増加などに対し、どのように取り組んで行くのか。

一つ、業務の人的補充をすることにおいて、経験を積んだ人を臨時的に、短期間でも募集するという考えはないのか。

一つ、今年度の職員提案の実績はどうなっているのか。

一つ、ふるさと納税をしていただいた人に対する感謝として、多度津町からはどのようなものを送っているのか。

一つ、公有財産の有効活用による使用料収入の確保において、町有地を無断で使用している事などは発生していないのか。

一つ、住宅用太陽光発電システム補助金の上限額を8万円から7万円に減額したのはいかなる事か。

一つ、本庁舎の清掃業務委託の廃止の検討において、平成23年度以降、計画が止まっているようですが、どういう状況になっているのか。

一つ、佐柳島体験センターと高見島研修センターの指定管理を解除することになっているが、現在までの利用状況はどうなっているのか。

一つ、多度津町の児童館を利用している人からの要望に対しての対応策は、どうなっているのか。

一つ、多度津町立屋内温水プールと多度津町内の公民館の予算が前年度と比べ、増額となっていますが、その要因はなにか。

一つ、多度津町立資料館の出はiriが危険であるのでカーブミラーを設置してほしいという要望があるが、設置する考えはないのか。

一つ、多度津町民会館にエレベーターを設置してほしいという要望があるが、設置の考えはないのか。

一つ、パークアンドライドの利用台数が増えているのに、逆に使用料収入が減っているのはなぜか。

など、その他多くの意見要望があり、それに対し執行部より、次のような回答がありました。

一つ、従前は町職員が県庁へ出張した際に、駐車場料金を現金で個人で立て替えし、申請していたが、事務の省力化、また経費削減のために県が発行するプリペイドカードを導入したものであります。

一つ、出張の際、高速道路の使用は今現在認めていないが、今後、検討したいと考えております。

一つ、経験のある人の採用の検討を進めると共に、事務改善により、個々の職場の事業を精査して業務仕分けなどにより、定員管理に努めていきたい。

一つ、職員の定数が限られているので、職場内で技術を習得するなど、多能工化により人材の育成を行い、業務を活性化していきたいと考えております。

一つ、今年度の職員提案の実績はないが、引き続き、職員提案制度を継続し、職員の意識が高まるようにしていきたい。

一つ、ふるさと納税をしていただいた人には、多度津町の特産品であります、いちじくジャム、ミニトマトジャムなど2,000円相当のものを送っております。

一つ、公有財産を利用契約しているところの未収はありません。

また、町有地を無断で使用しているところについては、把握がしにくい状態なので、公有財産管理台帳を作成した後、洗い出しをしようと考えております。

一つ、住宅用太陽光発電システム補助金の上限額を8万円から7万円に減額した理由は申請件数が多く出たためであり、総予算の管理上、減額措置と致しました。

一つ、本庁舎の清掃業務委託の廃止において、以前に議論がありましたが、廃止は難しいということで、現在計画が止まっている状態であります。

一つ、佐柳島体験センターについて、今年度の利用はなく、炊事炉は使用できるが、建物自体は使用できない状態であります。

できれば、佐柳島体験センターは廃止し、公民館を使用してもらいたい。

高見島研修センターについては、使用頻度が少なく管理を考えると、直接管理のほうがよいと考えております。

一つ、児童館の使用に関する条例および規定の中で、運営しておりますが、状況によって時間延長をしている場合もあります。

また、児童館のキャパも考え合せ、運営にあたっております。

一つ、多度津町立屋内温水プールと多度津町内の各公民館の予算が前年度と比

べ増額となったのは、各種講座が増加したことによって、主に担当講師の人件費が増加したことが要因であります。

一つ、多度津町立資料館の出はりの安全対策としては、建設当初からの課題でありましたが、土地の問題でカーブミラーの設置が困難な状態であり、代替として町役場駐車場を利用して頂く様にしております。

一つ、多度津町民会館は建設から 26 年経過しており、エレベーターの設置を考えないわけではないが、健全財政の運営上、現在は老朽化対策を優先したいと考えております。

一つ、パーク&ライドの利用台数が増えているにも関わらず、使用料収入が減っているのは、1 日利用件数は増加したが、月極契約件数が減った事が要因であります。

以上のような答弁があり、一同におはかりしましたところ、

1. 行政改革実施計画実績（集中改革プラン）および行政改革実施計画実績推移について。

2. 指定管理者について。

以上の 2 件を、本委員会として了承した事を、ご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（志村 忠昭）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

行財政改革特別委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告は了承することに決定いたしました。

日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認について（平成 26 年度多度津町一般会計補正予算（第 3 号））を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り承認する事に、決定いたしました。

日程第4 議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを、議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員(尾崎 忠義)

10番、尾崎忠義でございます。

私は、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について、以下の点で反対討論をいたします。

「給与制度の総合的見直し」勧告で、一般職国家公務員の給与を平均2%引き下げる給与法改定案と関連2法案が10月31日の内閣委員会で賛成多数で可決されました。

また、平成26年10月14日に「平成26年職員給与等に関する報告と勧告の概要」が香川県人事委員会より提示をされました。

この人事院勧告制度は、公務員の賃上げ要求のストライキ権はく奪の見返りとして、つまり、人事院は公務員の労働基本権制約の代償機関としての役割をもつものであり、人事院勧告として実施されているものであります。

今回、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定については、町の報酬審議会において検討、決定されるのが法の主旨であり、したがって人事院勧告には値しないものであり、ま

た、町民は納得しないので、反対をいたします。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

他にないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第5 議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」の声）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、以下の点で反対討論をいたします。

「給与制度の総合的見直し」勧告で、一般職国家公務員の給与を平均2%引き下げる給与法改定案と関連2法案が10月31日の内閣委員会で賛成多数で可決されました。

また、平成26年10月14日に「平成26年職員給与等に関する報告と勧告の概要」が香川県人事委員会より提示をされました。

人事院勧告制度は、公務員の賃上げ要求のストライキ権はく奪の見返りとして、つまり、人事院は公務員の労働基本権制約の代償機関としての役割をもつものであり、人事院勧告として実施されているものであります。

今回、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定については、町の報酬審議会において検討、決定されるのが法の主旨であり、したがって人事院勧告には値しないものであり、また、町民は納得しないので、反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

他にないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第6 議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」の声）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、以下の点で反対討論をいたします。

「給与制度の総合的見直し」勧告で、一般職国家公務員の給与を平均2%引き下げる給与法改定案と関連2法案が10月31日の内閣委員会で賛成多数で可決されました。

また、平成26年10月14日に「平成26年職員給与等に関する報告と勧告の概要」が香川県人事委員会より提示をされました。

人事院勧告制度は、公務員の賃上げ要求のストライキ権はく奪の見返りとして、つまり、人事院は公務員の労働基本権制約の代償機関としての役割をもつものであり、人事院勧告として実施されているものであります。

今回、議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定については、町の報酬審議会において検討、決定されるのが法の主旨であり、したがって人事院勧告には値しないものであり、また、町民は納得しないので、反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

他にないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(志村 忠昭)

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第7 議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第8 議案第6号、多度津町防災会議条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第9 議案第7号、多度津町災害対策本部条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第10 議案第8号、多度津町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第11 議案第9号、平成26年度多度津町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第12 議案第10号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 10 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第 13 議案第 11 号、平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算 (第 2 号) についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 11 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第 14 議案第 12 号、平成 26 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算 (第 1 号) についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 12 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第 15 議案第 13 号、平成 26 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算
(第 2 号) についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 13 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第 16 議案第 14 号、平成 26 年度多度津町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 14 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第 17 議案第 15 号、工事請負変更契約の締結について (平成 26 年度多度津町消防新庁舎建設工事) を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 15 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第 18 議案第 16 号、工事請負変更契約の締結について (平成 25・26 年度多度津町立多度津中学校改築工事) を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 16 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第 19 議案第 17 号、物品購入契約の締結についてについてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 17 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第 20 議案第 18 号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 18 号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。
　　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）
　　ご異議なしと認めます。
　　よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第 21 議案第 19 号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。
　　（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）
　　質疑なしと認めます。
　　これをもって、質疑を終結致します。
　　これより、討論に入ります。
　　（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）
　　討論なしと、認めます。
　　これをもって、討論を終結いたします。
　　これより、議案第 19 号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。
　　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）
　　ご異議なしと認めます。
　　よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第 22 議案第 20 号、香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の
数の減少及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたし
ます。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。
　　（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）
　　質疑なしと認めます。
　　これをもって、質疑を終結致します。
　　これより、討論に入ります。
　　（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）
　　討論なしと、認めます。
　　これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 20 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第 23 議案第 21 号、香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 21 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第 24 議案第 22 号、中讃広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 22 号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第 25 請願第 1 号、「消費税増税の撤回を求める」意見書提出を求める請願を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

村岡議員。

議員 (村岡 清邦)

私は、「消費税増税の撤回を求める」意見書提出を求める請願に賛成の立場で討論致します。

いよいよ 29 年 4 月から増税実施は確たるものとなりました。

消費支出は 4 月からの消費税 8% の引き上げにより減少いたしております。

消費税率の再引き上げは、更に国民生活に悪影響を及ぼすことに繋がってまいります。

財源のことを指摘されるかもしれませんが、大企業の法人税率の見直しや所得税率の最高税率を見直すなど、大企業や大資産家に応分の負担を求める必要があります。

今朝も報道がありました。

景気の 3 ヶ月予報では、3 ポイントほど数字が悪化する旨の報道がありました。

国民への影響は更に長期化の傾向と受けとめざるを得ません。

こうしたことから私は、「消費税増税の撤回を求める」意見書提出を求める請願に賛成するものです。

以上。

議長 (志村 忠昭)

原案に反対者の発言を求めます。

門議員。

議員 (門 瀧雄)

増税を止めることは、社会保障の財源が不足することから増税は必要で、社

会保障に充てるということであれば、増税も仕方がないと考えております。
請願について反対いたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論ありませんか。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、去る11月17日に提出された「消費税増税の撤回を求める」意見書提出を求める請願に対し、賛成の立場で討論をいたします。

「給料が上がらず生活が苦しい」「もう商売をやってられない」「大震災から必死で立ち上がろうとしているのに」云々など、消費税8%で8兆円もの負担増になっております。

その上、年金は引き下げ、医療や介護も改悪ばかりで暮らしは悲鳴を上げています。

政府は、「社会保障に全額使う」と言いますが、実はつかわれるのは1割だけであり、年金、医療、介護の負担が軒並み重くのしかかるのもそのためです。

今の景気悪化は、消費税8%増税を強行したことによる「増税不況」です。

自民党、公明党、民主党の「3党合意」で増税を進め「社会保障のため」といいながら、医療も年金も連続して削減、「財政再建のため」といいながら、大企業に大減税。

今回の消費税増税ほど道理の立たないものはありません。

安倍首相は、「1年半先送り」の後は、つまり2017年4月には、景気がどうなっていようと消費税を10%にすると明言しました。

10%増税は「先送り」実施ではなく、きっぱりと中止するべきです。

今、所得税は、所得が1億円を超えると負担率は逆に下がっていきます。

株取引への優遇税制があるからです。

法人税の実質負担率も、中小企業が25%なのに大企業は14%しか支払っていません。

安倍政権が計画する法人税減税をやめ、不公平税制や歳出の無駄遣いをただせば、20兆円程度の財源を確保できます。

また、285兆円にのぼる大企業の内部の留保の一部を活用して大幅賃上げ、中小企業の単価引き上げなどの経済改革を実行して、国民の所得を増やし、税収を増やすことが今、大切です。

先進国では、普通の「名目で2%」程度の経済成長ができれば、10年後には、20兆円以上の税収増となります。

ですから、税制の歪みを正せば、消費税増税は必要ないということですし、今の不公平税制が財政を壊しているわけであります。

したがって消費税に頼らずに財源を確保するためには、①裕福層や大企業への優遇を改め、「能力に応じた負担」の原則を貫く税制改革の実施、②大企業の内部留保の一部を活用し、国民の所得増で税収を増やすことなどを実施すべきであり、以上のことから「消費税増税の撤回を求める」意見書提出を求める請願には賛成をし、採択すべきであります。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号についてを採択いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立少数です。

よって、請願第1号は不採択とする事に、決定いたしました。

日程第26 請願第2号、「年金削減の取りやめと最低保障年金の実現を求める」意見書提出を求める請願を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、去る11月27日に提出された「年金削減の取りやめと最低保障年金の実現を求める」請願について、賛成の立場で討論をいたします。

今、多くの高齢者が無年金、低年金で厳しい暮らしを強いられております。

全国で65歳以上の無年金者は、88.6万人、基礎年金のみの受給者は819万人で、平均月額約4万9,555円です。

厚生年金でも月額10万円未満は370万人です。

合わせると約1300万人が月額10万円未満の年金で暮らしていることとなります。

昨年の実態調査では、「30年働いて、こんなに低い年金かと思うと嫌になる」「年金月額6万円、現在働いて何とかやっていますが、働けなくなったらと思うと目の前が真っ暗です」そして、口々に「1人ではとても暮らせない」「夫が亡くなったら1人では生きてゆけない」と嘆いています。

貧困率が高いひとり暮らしの高齢者は「ギリギリ節約しての暮らし」「節約できるものは電気、ガス、水道など全て節約」「買い物は食べるものだけ」「衣類を買い物ができない」「1日2食です」など悲鳴をあげています。

年金以外の収入で、子どもからの援助をあげたものは、わずか6.3%。

「子どもの収入が安定しない」「リストラされた」「無保険のアルバイト」「結婚しない、結婚できない」などに悩んでおり、「子どもには負担をかけたくない」と言っており、子どもからの支援は期待できない状態で高齢者は追い詰められております。

ところが、2012年11月、民主、自民、公明3党合意による年金2.5%削減法案がつくられ、2013年10月に1%、2014年4月に1%、2015年4月に0.5%の削減です。

この10年来、税金、国民健康保険料(税)、介護保険料などは上がり続けております。

また、生活に直結する食料品や灯油などは上がっており、さらに2.5%引き下げの後「マクロ経済スライド」で毎年1%以上の年金引き下げが実施されようとしており、年金への課税強化や支給開始年齢の68歳から70歳への引き上げが検討され、年金2.5%引き下げは限りない年金引き下げへの入口でございます。

年金引き下げは、消費税増税とも重なり、無年金、低年金高齢者の生存を危うくするものとなっています。

また高齢者の生活実態から、かけ離れた「物価スライド」を基準としており、「指数」を算出するための調査項目に医療、介護保険料が含まれておらず、高齢者の生活に関わりの薄いものの比重が大きく、しかも、それらの大幅な価格低下が続いております。

特例水準1.7%が2.5%になったり、年金額は物価、賃金の上がり下がりに応じて上がったり、下がったりしますが、賃金の上がない状況では、物価が上がっても年金が上がらないしくみになっており、物価も賃金も下がる状況では、物価スライドで年金が下がるという年金額改定のしくみとなっております。

さらに、年金水準を引き下げる「マクロ経済スライド」のしくみにより、年金支給を抑制する仕掛けとして導入をされました。

この「マクロ経済スライド」は年金が前年より上昇する場合に「スライド調整率」を差し引いて上げ幅を調整、つまり引き下げることをするものであります。

そして、賃金、物価が上昇することを前提にして少子高齢化を反映した「スライド調整率」を差し引いて年金の引き上げ幅を縮小するしくみで年金の水準を引き下げるものとなるため廃止することを求めているわけであります。

「最低保障年金」が必要な日本の公的年金制度は、社会保険方式といわれるしくみで年金受給には保険料の納付を要する制度でもあります。

また基礎年金に加えて、2階部分を持つ被用者（雇われて働く人）年金（厚生、共済年金）と自営業者、農民、失業者など、2階部分のない2重構造になっております。

年金受給に要する保険料納付期間が25年と異常に長く、保険料免除、猶予の制度もありますが、その場合には、年金の一部又は金額が減額され、年金の最低保障もありません。

そのため、無年金、低年金者が多くなっているため、高齢者が安心して暮らすためには、保険料納付を要しない「最低保障年金」の実現が最低限必要であります。

そこで、最低保障年金としての「第2次提言」をしており、その内容は①支給開始年齢は60歳、金額は月8万円、支給要件として、日本国内に20歳以上10年以上在住②財源は、「所得再配分」によってつくることを原則とし、具体的には「国庫及び事業主負担」とすること、となっており、したがって「年金削減の取りやめと最低保障年金の実現を求める請願」については、賛成をし、採択することを求めたいと思います。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を求めます。

門議員。

議員（門 瀧雄）

国の借金が1,000兆円を超えていること、また、年金制度に国の予算が7兆円使われていることなど、非常に大きな金額が国費で使われていることから、国のことを考えると多少の我慢が必要でないかと考えるため請願第2号について反対いたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

渡邊議員。

議員（渡邊 美喜子）

11番、渡邊美喜子でございます。

私は、「年金削減の取りやめと最低保障年金の実現を求める」請願について賛成

の立場で討論します。

年金の引き下げは生活に大きく影響し生きていけないほど深刻な問題であります。

そのうえ、ますます円安になり物価の上昇を余儀なくされる中、まさに泣き面に蜂でございます。

年金生活者にとりましては、死活問題であり、生きていくには、生活をしていくには儉約を虐げられ、財布のひもも固くなります。

消費が落ち込むことでしょう。

政府は 30 年間年金を引き下げ続けると予想しているとのことであり、絶対に納得ができません。

また非正規、ワーキングプアとの 200 万以下が 4 割あり、格差が広がる一方であります。

将来の高齢者の年金について大変心配されます。

このことは経済発展の妨げとなり、逆行するものでないでしょうか。

以上のことで私は「年金削減の取りやめと最低保障年金の実現を求める」請願について賛成であります。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第 2 号についてを採決いたします。

請願第 2 号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第 2 号を採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立少数です。

よって、請願第 2 号は不採択とする事に、決定いたしました。

日程第 27 意見書案第 1 号、「手話言語法制定を求める意見書（案）」の提出についての件を議題といたします。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、意見書案第1号についてを、採決いたします。
本案は、原案の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第28 閉会中の継続調査についてを議題といたします。
この件につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りをいたします。
各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと、認めます。
よって、本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。
以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全部終了いたしました。
これにて、平成26年第4回定例会は閉会いたします。
長時間にわたっての、ご審議、ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時18分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

平成 26 年 12 月 16 日
第 4 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

平成 26 年第 4 回多度津町議会定例会議事日程

12 月 16 日（火）午前 9 時開議

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 委員長報告
- 日程第 3. 議案第 1 号 専決処分の承認について（平成 26 年度多度津町一般会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 4. 議案第 2 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 5. 議案第 3 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 6. 議案第 4 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 7. 議案第 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 8. 議案第 6 号 多度津町防災会議条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 9. 議案第 7 号 多度津町災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 10. 議案第 8 号 多度津町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 11. 議案第 9 号 平成 26 年度多度津町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 12. 議案第 10 号 平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 2 号）について
- 日程第 13. 議案第 11 号 平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 2 号）について
- 日程第 14. 議案第 12 号 平成 26 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 1 号）について
- 日程第 15. 議案第 13 号 平成 26 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）について
- 日程第 16. 議案第 14 号 平成 26 年度多度津町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 17. 議案第 15 号 工事請負変更契約の締結について（平成 26 年度多度津町消防新庁舎建設工事）

- 日程第 18. 議案第 16 号 工事請負変更契約の締結について（平成 25・26 年度多度津町立多度津中学校改築工事）
- 日程第 19. 議案第 17 号 物品購入契約の締結について
- 日程第 20. 議案第 18 号 物品購入契約の締結について
- 日程第 21. 議案第 19 号 物品購入契約の締結について
- 日程第 22. 議案第 20 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について認定について
- 日程第 23. 議案第 21 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について
- 日程第 24. 議案第 22 号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について
- 日程第 25. 請願第 1 号 「消費税増税の撤回を求める」意見書提出を求める請願
- 日程第 26. 請願第 2 号 「年金削減の取りやめと最低保障年金の実現を求める」意見書提出を求める請願
- 日程第 27. 意見書案第 1 号 「手話言語法制定を求める意見書(案)」の提出について
- 日程第 28. 閉会中の継続調査について